

議第171号

滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）ならびに第81条第1項および第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援に従事する従業者および指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第3条において「基準」という。）等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(従業者および運営に関する基準)

第3条 法第47条第1項第1号ならびに第81条第1項および第2項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

(指定居宅介護支援事業者の指定の申請者)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 指定居宅介護支援の事業

(1) 基本方針

ア 指定居宅介護支援事業者は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう指定居宅介護支援を提供すること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行うこと。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を行う事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）には、事業の運営に必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

(3) 従業者

ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、指定居宅介護支援事業所の管理者（以下「管理者」という。）および指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を置くこと。

イ 介護支援専門員の数の標準は、利用者の数を35で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。

ウ 介護支援専門員のうち、1人以上は、常勤の者とすること。

エ 管理者は、常勤の介護支援専門員とすること。

オ 管理者は、専らその職務に従事する者とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（ア）当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（イ）当該指定居宅介護支援事業所の管理上支障がない場合において、同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事するとき。

カ 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。

キ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を適切に提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めること。

ク 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(4) サービスの提供

ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みをした者（以下「利用申込者」という。）またはその家族に対し、第8号アに規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該利用申込者の同意を得ること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成が第1号に定める基本方針および利用者の希望に基づいて行われるものであることその他の居宅サービス計画の作成の基本となるべき事項について説明し、当該利用申込者またはその家族の理解を得ること。

- ウ 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒まないこと。
- エ 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。
- オ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められたときは、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格ならびに要介護認定の有無および有効期間を確認すること。
- カ 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の申請について、利用申込者の意思を踏まえて必要な協力をするとともに、次に掲げるところにより、必要な援助を行うこと。
- （ア）要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに行うこと。
- （イ）要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるようにすること。
- キ 介護支援専門員は、その身分を証する書類を携行し、初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すること。
- (5) 利用料等の受領
- ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定が適用されるものを除く。）を提供したときは、利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と指定居宅介護支援に係る居宅介護サービス費用基準額（同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額）をいう。）との間に不合理な差額が生じないようにすること。
- イ 指定居宅介護支援事業者は、アの支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護支援を提供するために要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- ウ 指定居宅介護支援事業者は、イの費用の額に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対して当該便宜の内容および費用について説明し、当該利用者の同意を得ること。
- エ 指定居宅介護支援事業者は、利用料の額の支払を受けたときは、当該利用料の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に対し交付すること。
- (6) 居宅サービス計画等
- ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事

業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させること。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

イ 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

ウ 介護支援専門員は、次に掲げるところにより、居宅サービス計画の作成等を行うこと。

(ア) 利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われ、利用者の自立した日常生活の効果的な支援に資するようにすること。

(イ) 利用者の日常生活を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。

(ロ) 利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等に係るサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供すること。

(ハ) 適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、既に提供を受けている指定居宅サービスの状況等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために解決すべき課題を把握すること。

(ニ) 解決すべき課題の把握（以下「課題把握」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接すること。この場合においては、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、当該利用者およびその家族の理解を得なければならない。

(ホ) 利用者の希望および利用者についての課題把握の結果に基づき、利用者の家族の希望および地域における指定居宅サービス等の提供の状況を勘案して、最も適切なサービスの組合せについて検討し、総合的な援助の方針、提供されるサービスの目標およびその達成時期ならびにその内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

(ヘ) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーションその他の介護保険に係る医療サービス（以下ウにおいて「医療サービス」という。）の利用を希望している場合には、利用者の同意を得て、当該医療サービスに係る主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(コ) 居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示に基づき行うこと。

(ク) 居宅サービス計画に医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合には、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等から医学的知見に基づく留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重すること。

(ケ) 居宅サービス計画に短期入所生活介護または短期入所療養介護を位置付ける場合には、次に掲げるとおりとすること。

- a 利用者の居宅における自立した日常生活の維持に留意すること。
 - b 短期入所生活介護および短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1を超えないようにすること。ただし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- (甲) 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じ、サービス担当者会議（指定居宅介護支援事業者が居宅サービス計画の作成のために、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）ならびに利用者およびその家族を招集して行う会議をいう。以下同じ。）を開催し、福祉用具貸与の必要性を検討した上で継続する場合には、その理由を当該居宅サービス計画に記載すること。
- (乙) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (丙) 被保険者証に認定審査会意見または法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類が記載されている場合には、利用者によるその旨および当該居宅サービスまたは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができる旨を説明し、当該利用者の理解を得た上で、当該記載の内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (丁) サービス担当者会議の開催により、利用者に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができる。
- (戊) 居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等に係る保険給付の有無および当該居宅サービス計画の原案について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (己) 居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に交付すること。
- (庚) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の評価（利用者に対する継続的な課題把握を含む。以下「実施状況評価」という。）を行うこと。この場合において、必要があると認められるときは、当該居宅サービス計画の変更および指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (辛) 実施状況評価に当たっては、利用者およびその家族ならびに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がある場合を除き、次に掲げるところにより少なくとも1月に1回行うこと。
- a 利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

- b 実施状況評価の結果を記録すること。
- (㉞) 次に掲げる場合には、居宅サービス計画の変更の必要性について、サービス担当者会議の開催により、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができる。
 - a 利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - b 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (㉟) (㉞) から (㉡) までの規定は、(㉡) 後段の変更について準用する。
- エ 介護支援専門員は、ウに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。
 - (㉠) 適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合において利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、または利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他必要な便宜の提供を行うこと。
 - (㉡) 介護保険施設等から退院し、または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活に円滑に移行することができるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等を行うこと。
 - (㉢) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者との必要な連携を図ること。
- オ 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務を受託するに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。
- カ 指定居宅介護支援事業者は、次に掲げるところにより、指定居宅介護支援を提供すること。
 - (㉣) 要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に配慮すること。
 - (㉤) 懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について適切に説明すること。
 - (㉥) 指定居宅介護支援の内容について、自ら評価を行うとともに、常にその改善を図ること。
- (7) 法定代理受領サービスに係る報告等
 - ア 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けられたものに関する情報を記

載した文書を市町村（特別区を含む。以下同じ。）（同条第10項の規定により同条第9項の規定による審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に提出すること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に関する事務に必要な情報を記載した文書を市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に提出すること。

ウ 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者から提供される居宅介護支援の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合および利用者から申出があった場合は、当該利用者に対し、居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付すること。

(8) 運営規程の整備等

ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

イ 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

（ア）事業の目的および運営の方針

（イ）従業者の職種、員数および職務の内容

（ウ）指定居宅介護支援を提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域

（エ）指定居宅介護支援の内容および利用料その他の費用の額

（オ）その他指定居宅介護支援事業所の運営に関する重要事項

ウ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。

エ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

オ 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所について広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なものとしなないこと。

(9) 人権への配慮等

ア 指定居宅介護支援事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供すること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(10) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行うこと。

(11) 指定居宅介護支援事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(12) 記録の整備

ア 指定居宅介護支援事業者は、設備、従業者および会計に関する記録を整備すること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定居宅介護支援の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 第6号ウ(フ)後段の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(イ) 利用者ごとに作成された台帳で、次に掲げる事項を記載したもの

- a 居宅サービス計画
- b 課題把握の結果
- c サービス担当者会議等の記録
- d 実施状況評価の結果

(ウ) 第15号イの規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

(エ) 第16号イの規定による苦情の内容等の記録

(オ) 第17号イの規定による市町村への通知の記録

(13) 秘密保持等

ア 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないこと。

イ 指定居宅介護支援事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

ウ 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を提供する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族に関する情報を提供する場合は当該家族の同意を、あらかじめ、それぞれ文書により得ること。

(14) 利益の收受等の禁止

ア 指定居宅介護支援事業者および従業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないこと。

イ 指定居宅介護支援事業者および管理者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、介護支援専門員に対して特定の事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示を行わないこと。

ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用すべき旨の指示を行わないこと。

(15) 事故発生時の対応

ア 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の家族、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を

講ずること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、アの事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。

ウ 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償すること。

(16) 苦情への対応

ア 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援または自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応すること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、アの苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。

ウ 指定居宅介護支援事業者は、市町村が行う利用者からの苦情に関する調査に協力すること。

エ 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援に関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

オ 指定居宅介護支援事業者は、市町村から求めがあったときは、エの改善の内容を市町村に報告すること。

カ 指定居宅介護支援事業者は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに関する苦情を利用者が国民健康保険団体連合会へ申し立てようとするときは、当該利用者に対し、必要な援助を行うこと。

キ 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力すること。

ク 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会から法第176条第1項第3号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

ケ 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、クの改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告すること。

(17) 連携等

ア 指定居宅介護支援事業者は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者等との連携に努めること。

イ 指定居宅介護支援事業者は、利用者が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(ア) 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(イ) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

2 基準該当居宅介護支援の事業

前項（第16号キからケまでを除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第8号ア」とあるのは「次項において準用する第8号ア」と、同号イ中「第1号」とあるのは「次項において準用する第1号」と、同項第5号ア中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定が適用されるものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス費用基準額（同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額）をいう。）」とあるのは「特例居宅介護サービス費用基準額（法第47条第3項の規定により、法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援またはこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援またはこれに相当するサービスに要した費用の額）を基準として、市町村が定める額をいう。）」と、同項第12号イ（ア）中「第6号ウ（イ）後段」とあるのは「次項において準用する第6号ウ（イ）後段」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「次項において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「次項において準用する第16号イ」と、同号イ（オ）中「第17号イ」とあるのは「次項において準用する第17号イ」と読み替えるものとする。